

紀宝町ウミガメ公園指定管理者募集要項

令和5年8月

紀宝町

1. 目的

紀宝町ウミガメ公園の管理運營業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法 244 条の 2 第 3 項及び紀宝町ウミガメ公園条例（平成 19 年紀宝町条例第 3 号。以下、「条例」という。）の規定に基づき、紀宝町ウミガメ公園（以下、「ウミガメ公園」という。）の指定管理者を募集します。

2. 施設の概要

- (1) 名 称 紀宝町ウミガメ公園
- (2) 所 在 地 三重県南牟婁郡紀宝町井田 568 番地 7
- (3) 設置目的 住民及び道路利用者に対し、ウミガメの保護啓発活動の拠点として、かつ、休憩、憩いの場及び各種情報の提供を行う場とするため。
(条例第 1 条)
- (4) 敷地面積 約 7,397 m²（内町管理部分：4,378 m²、
国土交通省管理部分：3,019 m²）
- (5) 施設概要
- 資料館 217.94 m²
物販・展示コーナー、休憩室、トイレ、事務室 他
営業時間 9時から17時
休館日 1月1日及び12月31日
- 飼育棟 227.20 m²
6mプール（直径6m、深さ1.8m）
3mプール（直径3m、深さ1.3m）
小水槽、タッチングプール 他
営業時間 9時から17時
休館日 1月1日及び12月31日
- 物産館 586.32 m²
1階：物産販売コーナー、エントランス、テイクアウトコーナー
事務所、情報提供コーナー、休憩コーナー、公衆便所 他
2階：レストラン、トイレ、ホール、バルコニー 他
3階：休憩コーナー（ホール）、展望テラス 他
営業時間 8時30分から19時
休館日 なし
- その他 食品加工施設、シャワー室、駐車場、駐輪場、渡り廊下、
海水ろ過設備、井田川河川公園 他
- ※ただし、営業時間及び休館日については、町長が認めた場合は変更
できるものとする。
- (6) ウミガメ公園の過去5ヵ年の来場者数・売上（P10 参照）

3. 業務の内容

指定管理者は、設置目的に基づいた管理運営及び、地元特産品の積極的な PR、利用者に対する柔軟なサービス提供や効率的な管理運営を目指し、以下の業務を行います。詳細は、「紀宝町ウミガメ公園指定管理者仕様書」（以下、「仕様書」という。）を参照してください。

- (1) 施設の運営に関して行わなければならない業務
- (2) 施設の維持管理に関して行わなければならない業務
- (3) その他の業務

4. 管理の基準

ウミガメ公園の管理の基準は、「条例」及び「仕様書」に規定するとおりとします。

5. 指定管理の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

6. 指定管理料

- (1) 指定管理業務に要する指定管理料は、年間4,800,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）とします。ただし、協定書において、1年間の売上目標額を178,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）と定め、年間売上額との差額に応じて、次のとおり町に納入するものとします。（P11参照）

ア 年間の売上額が売上目標額を上回った場合

納入額が指定管理料に達するまでは、売上目標額と売上額の差額の8.5%を、納入額が指定管理料に達した以降は、4%を町に納入するものとします。

イ 年間の売上額が売上目標額を下回った場合

納入額が指定管理料に達するまで、売上目標額と売上額の差額の8.5%を町に納入するものとします。

なお、自主事業の売上、指定管理料は売上には含めないものとします。また、2年以上継続して納入額が指定管理料に達した場合は、それ以降の納入額は、双方で協議するものとします。

- (2) 消費税率及び地方消費税率が改定された場合は、それを加算または減算した額とします。また、災害その他の不可抗力等の町または指定管理者の責めに帰することができない事由により売上額が大幅に減少した場合については、町と指定管理者により協議を行うこととします。
- (3) 指定管理料の支払時期については、指定管理者と協議の上、協定で定めるものとします。

7. 応募資格

(1) 指定管理者の指定を受けようとする者は、次の(2)から(6)のいずれも該当する者としてします。なお、応募後に以下の要件を満たさなくなったときは、町はその者の応募行為を無効とし、または契約の締結を行わず、若しくは解除することができるものとします。

(2) 法人その他の団体であって、法人または団体の代表者が次のいずれにも該当しない者としてします。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同条を準用する場合も含む。)の規定により、紀宝町における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、自治法第92条の2、同法第142条(同条を準用する場合も含む。)または第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者

カ 国税及び地方税を滞納している者

キ 法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者、理事等に次のいずれかに該当する者がいないこと

- ・破産者

- ・禁固以上の刑に処されている者

- ・暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又はその利益となる活動を行ったことのある者

- ・暴力団又は暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)

- ・暴力団又は暴力団関係者を経営に実質的に関与させ、不正に財産上の利益を得るために利用し、又は暴力団関係者に対して金銭、物品、その他財産上の利益を不当に与えている者

- ・暴力団又は暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合(以下「会合等」という。)に出席し、若しくは自らが開催する会合等に暴力団関係者を招待したりするような関係、又は暴力団関係者と会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係を有している者

- (3) 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」別表第1に掲げる要件に該当していないこと。
- (4) 施設の管理能力を有する者。
- (5) 同施設で勤務している職員の継続勤務の意思を確認し、継続勤務の希望があった場合に、継続勤務させる意思がある者。
- (6) 法人にあっては紀宝町内に本社または営業所があること、その他の団体にあっては代表者の居住地が町内にあること（団体の法人格の有無は問いません。）。

8. 申請の手続き

(1) 募集要項の配布及び配布場所

要項は、原則として書面での配布は行いません。紀宝町ホームページ (<https://www.town.kiho.lg.jp/umigamekouennsiteikannri/>) からダウンロードして申請してください。

掲載期間 令和5年8月31日（木）から令和5年9月29日（金）まで

(2) 申請書類の提出

ア 申請期間

令和5年9月21日（木）～9月29日（金）（土・日・祝日は除く）

午前8時30分～午後5時

イ 申請場所

三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿 324 番地

紀宝町役場 企画調整課

ウ 申請方法

持参または郵送（令和5年9月29日（金）午後5時必着）により申請してください。

エ 申請書類

- ・紀宝町公の施設指定管理者指定申請書・・・様式第1号（正本1部、副本9部）
- ・紀宝町公の施設事業計画書・・・様式第2号（正本1部、副本9部）
- ・団体等の概要・・・様式第3号（正本1部、副本9部）
- ・役員名簿・・・様式第4号（正本1部、副本9部）
- ・紀宝町ウミガメ公園の管理に関する収支計画書・・・様式第5号（正本1部、副本9部）
- ・誓約書・・・様式第6号（正本1部、副本9部）
- ・見積書（正本1部、副本9部）
実施すべき業務に必要な指定管理料の見積額（上限4,800,000円（消費税及び地方消費税込み））を記載したもの（様式任意）
- ・関係書類（正本1部、副本9部）・・・下記の中で該当する書類
 - ① 前事業年度の収支（損益）計算書またはこれらに相当する書類（既に財産的取引活

動を行っている団体のみ)

- ② 前事業年度の貸借対照表及び財産目録、または、これらに相当する書類（作成しているもののみ）
- ③ 現事業年度の収支予算書及び事業計画書（既に財産的取引活動を行っている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ）
- ④ 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
- ⑤ 法人の登記事項証明書（法人以外の団体は、団体の代表者の身分証明書の写し及び住民票抄本）
- ⑥ 定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
- ⑦ 国税及び地方税の納税証明書及び完納証明書（募集要項の配布開始以降に交付されたもの）、または、納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書

(3) 現地説明会の開催

ア 開催日時

令和5年9月15日（金） 午後3時30分から

イ 開催場所

ウミガメ公園（三重県南牟婁郡紀宝町井田 568 番地 7）

ウ 参加予約

説明会への参加を希望される方は、令和5年9月1日（金）～9月13日（水）までに団体名及び出席予定人数、代表者名を紀宝町役場企画調整課までご連絡ください。

(4) 質問事項の受付

ア 受付期間

令和5年9月1日（金）～9月19日（火） 午後5時まで

イ 受付・回答方法

質問書（様式第7号）により郵送またはFAXで質問してください（訪問や電話での質問は受けません。）。町からの回答は、9月21日（木）までにホームページに掲載します。

ウ 費用の負担

応募に要する経費は、応募者の負担とします。

(5) 留意事項

ア 提出書類の変更の禁止

軽微な変更を除き、提出された書類の内容を変更することはできません。

イ 提出書類の取扱い

提出された書類は、個人に関する情報を除き、公開されることがあります。なお、提出書類は返却しません。

ウ 応募の辞退

応募書類の提出後に辞退する場合は、第2次審査の前日までに応募辞退届（様式第8

号)を提出してください。

エ 虚偽の記載をした場合

応募書類に虚偽の記載があった場合、失格とします。

オ 重複申請の禁止

応募一団体につき、ひとつの申請とします。

カ 町が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

9. 指定管理者の決定

指定管理者の選定に当たっては、「紀宝町指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」が、以下の基準により審査を行います。選定委員会で指定管理候補者を選定した後、紀宝町議会（以下、「町議会」という。）の議決を経て指定管理者を決定します。

(1) 選定基準

ア 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること

- ・平等な利用を図るための具体的手法
- ・利用者に対するサービスの提供

イ 公の施設の効用を最大限に発揮し、目的を効果的に達成できるものであること

- ・設置目的の実現

ウ ウミガメ公園を物産振興・観光拠点として、本町の様々な資源や地域活性化に関わる人々・施設などを連携させ、地域の一層の魅力向上と活性化の推進に寄与するものであること

- ・地元・地域・各種団体との協調
- ・地域資源を活用した魅力向上と活性化

エ 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減及び利用の促進が図られるものであること

- ・施設の管理運営に係る経費縮減対策及び創意工夫
- ・施設の利用促進及び売上向上対策
- ・保護するウミガメや飼養する動物の管理方法

オ 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、または確保できる見込みがあること

- ・施設の適切な維持管理
- ・収支計画の内容、適格性及び経営の健全性・安定性

カ その他

- ・上記以外の応募者の優位性

(2) 選定委員会

選定委員会は指定管理者の指定のため、上記の選定基準に基づき検討し、指定管理候補者を選定します。

(3) 選定方法

指定管理候補者の選定に当たっては、選考委員会において、第1次審査（書類審査）及び第2次審査（プレゼンテーション）により選定を行います。

ア 第1次審査（書類審査）

申請書類等により、募集要項で定める申請資格の適否について審査を行います。

イ 第2次審査（プレゼンテーション：3人まで出席可能）

第1次審査通過者に対して、令和5年10月下旬に第2次審査を行い、指定管理候補者を選定します。

1 申請団体あたり説明時間30分以内（プロジェクター等を使って説明する場合は事前にご連絡ください。）、質疑時間は15分以内とします。（説明に必要な資料等を各自で9部作成し、持参してください。提出された資料については返却いたしません。）

(4) 選定結果の通知・公表

指定管理候補者の選定結果については、令和5年11月17日（金）までに第2次審査出席者全員に通知するとともに町のホームページで公表します。

(5) 指定管理者の決定

指定管理者の決定は、町議会の議決後に正式決定となります。

町議会の議決を得るまでの間に指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事案が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。なお、町議会で指定の議決が得られなかった場合においても、ウミガメ公園にかかる業務及び管理の準備のために支出した経費は一切補償しません。

選定された指定管理候補者は、4月からの指定管理業務に支障が出ないように努めるものとします。なお、このことに関して発生する費用については、指定管理者の負担とします。

10. 決定までのスケジュール

(1) 募集期間

令和5年8月31日（木）～9月29日（金）

(2) 現地説明会受付期間

令和5年9月1日（金）～9月13日（水）

(3) 現地説明会

令和5年9月15日（金）

(4) 質問受付期間

令和5年9月1日（金）～9月19日（火）

(5) 申請書類受付期間

令和5年9月22日（金）～9月29日（金）

(6) 第1次審査（書類審査）

令和5年10月上旬

(7) 第2次審査（プレゼンテーション審査）

令和5年10月下旬

(8) 町議会の議決

令和5年12月中旬

(9) 協定書の締結

議決後

(10) 業務の引継ぎ

議決後から3月末までの間

(11) 業務の開始

令和6年4月1日

11. 協定の締結

(1) 協定に盛り込む事項

ア 総則

イ 業務の範囲と実施条件

ウ 業務の実施

エ 備品等の取扱い

オ 業務の実施に係る確認事項

カ 指定管理料

キ 損害賠償及び不可抗力

ク 指定期間の満了

ケ 指定期間満了以前の指定の取消し

コ その他

(2) 協定の締結に際し必要な事項

協定の締結に際し、必要な事項については、町と指定管理者が協議の上、定めることとします。

(3) 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取消し、協定を締結しないことがあります。

ア 正当な理由がなく、協定に応じないとき

イ 財務上の悪化等により、管理業務の履行が確実でないと認められるとき

ウ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

12. その他の事項

(1) 業務が困難になった場合等の措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合、または、その恐れが生じた場合は、速やかに町に報告しなければなりません。その場合の措置は以下のとおりです。

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合、または、その恐れが生じた場合には、町は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。この場合、指定管理者がその期間内に改善できなかつた場合等には、町は指定管理者の指定の取消し、または、業務の全部または一部の停止を命じることができるものとします。

イ 指定が取り消された場合等の賠償

上記アにより指定管理者の指定が取り消され、または業務の全部もしくは一部が停止された場合、指定管理者は、町に対し生じた損害を賠償しなければなりません。

ウ 不可抗力等による場合

災害その他の不可抗力等の町または指定管理者の責めに帰することができない事由により、業務の継続が困難となった場合、町と指定管理者は業務の継続の可否等について協議を行い、継続が困難と判断した場合、町は指定管理者の指定の取消し、または業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

(2) 事務の引継ぎについて

指定期間の終了若しくは指定の取消しにより、次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合、円滑な引継ぎに協力していただきます。

(3) 募集要項等の補完、修正

募集要項等に定めるものの他、指定管理者の募集及び選定に関して必要な事項が生じた場合には、町のホームページを通じて応募者に通知します。また、募集開始以降、募集要項等を補完または修正する追加資料を町がホームページにて公表した場合は、当該追加資料が募集要項等の記載内容に優先するものとします。

(4) その他協議すべき事項

協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、町及び指定管理者双方が誠意を持って協議するものとします。

13. 問い合わせ先

- (1) 住所：〒519-5701 三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿 324 番地
- (2) 担当課：紀宝町役場 企画調整課
- (3) 電話番号：0735-33-0334
- (4) FAX 番号：0735-32-1102

ウミガメ公園の過去5ヵ年の実績について

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5ヵ年平均
来場者数 (人)	資料館	41,494	52,542	61,394	90,030	119,347	72,961
	物産館	112,120	106,757	82,714	78,786	93,143	94,704
	合計	153,614	159,299	144,108	168,816	212,490	167,665
(千円) 売上高		205,120	196,071	152,485	149,370	188,360	178,281

※売上高は出品者売上を含む

町への納入額について

(単位：円)

売上目標額(A)	売上額(B)	差額(C)=(B)-(A)	指定管理料(D)	町への納入額(E)	納入額の積算方法
178,000,000	208,000,000	30,000,000	4,800,000	2,550,000	30,000,000*8.5%=2,550,000
178,000,000	238,000,000	60,000,000	4,800,000	4,941,176	56,470,589*8.5%+3,529,411*4% =4,941,176 ※指定管理料(D)/8.5%=56,470,589
178,000,000	198,000,000	20,000,000	2,400,000	1,700,000	20,000,000*8.5%=1,700,000
178,000,000	238,000,000	60,000,000	2,400,000	3,670,588	28,235,295*8.5%+31,764,705*4% =3,670,588 ※指定管理料(D)/8.5%=28,235,295
178,000,000	188,000,000	10,000,000	0	400,000	10,000,000*4%=400,000
178,000,000	208,000,000	30,000,000	0	1,200,000	30,000,000*4%=1,200,000
178,000,000	148,000,000	-30,000,000	4,800,000	2,550,000	30,000,000*8.5%=2,550,000
178,000,000	118,000,000	-60,000,000	4,800,000	4,800,000	60,000,000×8.5%=5,100,000 →納入金の上限額は指定管理料
178,000,000	148,000,000	-30,000,000	2,400,000	2,400,000	30,000,000*8.5%=2,550,000 →納入金の上限額は指定管理料
178,000,000	168,000,000	-10,000,000	0	0	指定管理料が上限のため0

様式第 1 号

紀宝町公の施設指定管理者指定申請書

年 月 日

紀宝町長 西 田 健 様

(申請者)

所在地

団体名

代表者名

連絡先

紀宝町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 2 条の規定による指定管理者の指定を受けたいので申請します。

公の施設の名称	紀宝町ウミガメ公園
---------	-----------

添付書類

- 1 事業計画書(様式第 2 号)
- 2 法人にあっては定款又は寄附行為の写し及び登記簿の謄本の写し、その他の団体にあっては規約その他これに類する書類
- 3 当該団体の前事業年度の業務内容及び経営状況を説明する書類
- 4 その他町長が必要と認める書類

様式第2号

紀宝町公の施設事業計画書

公の施設の名称：紀宝町ウミガメ公園

申請年月日					年	月	日
団体名							
代表者名		設立年月日		年	月	日	
団体所在地							
電話番号		FAX番号					
現在運営している類似施設名		所在地	主な業務内容		予定する運営期間		
					開始	年月	
					終了	年月	
					開始	年月	
					終了	年月	
					開始	年月	
					終了	年月	
事業計画(別紙可)							
<p>【施設の管理】</p> <p>1 管理方法</p> <p>【施設の運営】</p> <p>1 年間の事業計画</p> <p>2 利用者等の要望の把握及び対応方法</p> <p>3 施設の利用(貸出)に関する方法</p> <p>【その他】 特記すべき事項があれば記入してください。</p> <p>※各施設（資料館・飼育棟・物産館）の営業時間、休館日について、「紀宝町ウミガメ公園指定管理者募集要項」の「9. 指定管理者の決定（1）選定基準」に記載の項目について全て記載して下さい。また、自主事業を実施する場合は、その内容について記載して下さい。</p>							

様式第3号

団体等の概要

年 月 日現在

団体等の名称	(フリガナ)			
団体等の所在地 連絡先	〒 TEL (担当部署・担当者名)			
設立年月日		代表者名		
資本金又は基本財産				
従業員数	総数	人(常勤	人(非常勤	人)
沿革				
業務内容				
主な実績				
財務状況 (単位：千円)	年 度	年度	年度	年度
	売上高			
	経常利益			
	当期損益			
	純資産額			
	総収入			
	総支出			

注) 「財務状況欄」は、企業会計によらない場合は、総収入・総支出を記入してください。

注) 記入事項が多い場合は、適宜欄を広げ、複数ページとしてください。

様式第4号

役員名簿

フリガナ				
商号又は名称				
所在地				
【代 表 者】				
役職名	フリガナ 氏 名	現住所	生年月日	備考
			明 大 昭 平 .	
【代表者以外の役員等】				
役職名	フリガナ 氏 名	現住所	生年月日	備考
			明 大 昭 平 .	
			明 大 昭 平 .	
			明 大 昭 平 .	
			明 大 昭 平 .	
			明 大 昭 平 .	
			明 大 昭 平 .	
			明 大 昭 平 .	

注)「役員等」とは、法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者、理事等をいいます。

様式第5号

紀宝町ウミガメ公園の管理に関する収支計画書

団体の名称 ()

(単位：千円)

	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
収入	物産館売店収入					
	資料館売店収入					
	飲食関連収入					
	その他収入					
	小計					
	自主事業収入					
	指定管理料					
	合計					
支出	人件費					
	旅費					
	消耗品費					
	光熱水費					
	その他需用費					
	通信運搬費					
	その他役務費					
	使用料					
	委託料					
	原材料費					
	備品購入費					
	負担金					
	公課費					
	合計					

※上記の費用区分は参考です。項目の追加や削除は、必要に応じて申請者で行ってください。

※指定管理料の欄には別途提出する見積書の税込金額を記入してください。

誓 約 書

年 月 日

紀宝町長 西 田 健 様

(申請者)

所在地

団体名

代表者名

紀宝町ウミガメ公園の指定管理者の申請に当たり、募集要項の応募資格に定める次の要件に該当しないことを誓約し、関係機関に意見聴取することを承諾します。

- ① 法律行為を行う能力を有しない者
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同条を準用する場合も含む。）の規定により、紀宝町における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ④ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- ⑤ 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、自治法第 92 条の 2、同法第 142 条（同条を準用する場合も含む。）または第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者
- ⑥ 国税及び地方税を滞納している者
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行ったことがある者
- ⑧ 役員等（様式第 4 号）に次のいずれかに該当する者がいないこと
 - ・破産者
 - ・禁固以上の刑に処されている者
 - ・暴力団又はその利益となる活動を行ったことのある者
 - ・暴力団又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者

(裏面へつづく)

- ・暴力団又は暴力団関係者を経営に実質的に関与させ、不正に財産上の利益を得るために利用し、又は暴力団関係者に対して金銭、物品、その他財産上の利益を不当に与えている者
 - ・暴力団又は暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合（以下「会合等」という。）に出席し、若しくは自らが開催する会合等に暴力団関係者を招待したりするような関係、又は暴力団関係者と会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係を有している者
- ⑨ 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」別表第1に掲げる要件に該当していないこと

質 問 書

年 月 日

団体等の名称	
団体等の所在地	
担当者連絡先	(所 属) (氏 名) (電 話) (F A X) (電子メール)

No.	該当 頁等	質問項目	質問内容

- 注) 1 質問項目欄には、質問のタイトルを記入してください。
 2 質問項目が多い場合は、適宜欄を増やしてください。

様式第8号

応 募 辞 退 届

年 月 日

紀宝町長 西 田 健 様

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

紀宝町ウミガメ公園指定管理者の指定を受けるため指定申請書等を提出しましたが、
下記により申請を辞退します。

記

辞退の理由